

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件  |
| 国民年金関係                        | 5 件  |
| 厚生年金関係                        | 1 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 11 件 |
| 国民年金関係                        | 6 件  |
| 厚生年金関係                        | 5 件  |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで  
② 昭和57年10月から62年6月まで  
③ 昭和63年4月から平成5年12月まで

私は、年金記録について平成13年ごろから調べており、今回の年金問題が起こってから、社会保険事務所、年金相談センター、市役所などに十数回足を運んだが、納得できる回答が得られなかった。

申立期間①の保険料は、3か月分ずつ銀行で納付していたのに、この3か月だけが未納となっているのはおかしい。

申立期間②は、昭和62年7月ごろ、市役所の職員2人が自宅を訪ねてきて、2年分の保険料をさかのぼって納付すれば、それ以前の未納期間は納付免除にすると言われ、2年分を後納した。

申立期間③は、当時は、ある程度の収入もあり、国民年金と国民健康保険は一体と考えていたので未納とされていることは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和48年12月に国民年金に加入して以降、57年9月までの国民年金保険料を、申立期間を除きすべて納付している。

また、申立人の国民年金被保険者台帳により、保険料の納付年月日を確認したところ、昭和50年4月から55年12月までの期間については、申立てのとおり3か月ごとに継続して現年度納付している。さらに、昭和56年度の保険料は57年7月に一括して過年度納付しているものの、57年4月から同年9月までの期間については現年度納付していることが確認できる。この時期であれば申立期間の保険料の納付は可能であり、上記のように前後の期間を納付しながら申立期間①の保険料をあえて納付しなかったとすることは不自然である。

2 申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和62

年7月前後の時期は、特例納付の実施期間ではなく、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、納付可能であった期間の保険料を過年度納付することにより、それ以前の期間を納付猶予（免除）とするような取扱いは制度上できず、申立人の記憶する市役所職員の説明は、国民年金に関するものではなかったものと推測される。

また、市の税務担当者によれば、「国民年金保険料が未納となっている被保険者の自宅を訪問することは考えられないが、国民健康保険税等を滞納している者を訪問することはあり得る。その場合、納税者によっては、滞納処分の執行停止をすることもある。」と説明している。

さらに、申立期間②及び申立期間③については、申立人は昭和57年7月1日付けで市により不在被保険者としての確認処理が行われていることが申立人の被保険者台帳の記録により確認でき、不在判明となった平成13年11月までの期間については、国民年金の記録上では所在不明のままであったことから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、仮にこの期間内に納付事実があれば、不在判明の処理がなされるどころ、申立期間②及び③の長期間にわたり、行政が当該処理を怠っていたとは考え難い。

このほかに、申立人が申立期間②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年2月までの期間、43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年2月まで  
② 昭和42年2月から43年3月まで

申立期間①について、私が住所の転入手続に役場に行った時に、夫婦の国民年金の加入手続をし、夫と私の保険料を一緒に払っていたが、夫は納付済みなのに、私だけが未納となっている。

申立期間②については、夫が会社を辞めてすぐに夫婦の国民年金の加入手続をして、私が夫の分と一緒に払っていた。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人とその夫が所持する国民年金手帳は、いずれも昭和40年6月8日に発行されているとともに、いずれも同年4月1日に資格を取得し、41年3月1日に資格を喪失していると記載されている。一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の資格喪失日は40年4月20日となっているが、申立人が同日に資格を喪失する根拠、理由は不明であり、行政における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

また、申立人とその夫の保険料の納付日を確認できる昭和43年4月から48年3月までの期間については、申立人とその夫の納付日はすべて同一日であることが確認でき、申立てのとおり、申立人が申立人とその夫の保険料を納付していたことが推認できる。

これらのことから、申立期間①について、申立人の夫は当該期間の保険料は納付済みとなっているのに対し、申立人について未納及び未加入とされていることは不自然であると認められる。

同様に、申立期間②のうち昭和43年2月及び同年3月については、申立人

の夫が同年2月1日に国民年金の資格を取得しているのに対し、申立人の資格取得日が同年4月1日とされているのは不自然であると認められる。

- 2 申立期間②のうち昭和42年2月から43年1月までの期間については、申立人が国民年金に加入し当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の夫の国民年金被保険者台帳には、昭和41年度及び昭和42年4月から43年1月までの期間の記録欄に「納付不要」のゴム印が押印されており、申立人の夫が国民年金の資格を再取得した43年2月1日の時点に、これらの期間については未加入期間で保険料の納付を要しない期間であることを確認の上、当該処理がなされたものと推測することができる。申立人は夫の分と併せて国民年金の加入手続をしたと供述していることから、申立人についても、その夫と同様に当該期間については未加入期間とされたものと推測することができる。

さらに、申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、昭和43年4月1日に資格を取得しており、申立期間と資格取得時の住所地に異動は無く、当該期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年2月までの期間、43年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで

私は昭和 46 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行い、45 年 3 月 1 日にさかのぼって加入した。昭和 46 年 5 月に結婚した後の国民年金保険料は、妻が 3 か月ごとに夫婦二人分を一緒に銀行等で納付していた。しかし、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの保険料が未納となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 3 月に国民年金に加入してから 60 歳になるまでの国民年金保険料を、申立期間を除き完納しており、申立人の妻も 46 年 6 月に国民年金に加入してから 60 歳になるまでの国民年金保険料を、53 年 1 月から同年 3 月までの期間(申立人の妻自身の申立期間)を除き完納していることから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻の申立期間に係る保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間の直前である昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、社会保険事務所の記録では未納とされていたが、A 市が保管する国民年金被保険者名簿に納付記録があることが判明し、平成 20 年 8 月 1 日に納付済みと記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は昭和 46 年 6 月に結婚した後、国民年金の加入手続を行い、3 か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を私が銀行等で納付していた。しかし、53 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納となっており納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 6 月に国民年金に加入してから 60 歳になるまでの国民年金保険料を、申立期間を除き完納しており、申立人の夫も 45 年 3 月に国民年金に加入してから 60 歳になるまでの国民年金保険料を、53 年 4 月から同年 6 月までの期間(申立人の夫自身の申立期間)を除き完納していることから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の申立期間に係る保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年10月まで

国民年金制度が発足してすぐに町内の組長が国民年金保険料の集金に来ていたので、月額100円ぐらいの保険料を2か月か3か月分まとめて数回納付した。当時は、周囲の者も皆加入しており、強制的に加入しなければならないと思っていたが、途中で夫が共済組合に加入している場合には強制加入ではないことを知り、資格の喪失届を出した。しかし、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した時に加入し、2か月か3か月分の国民年金保険料を数回納付した後、被保険者資格の喪失届を出したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年4月に払い出され、同年4月1日に任意加入し、同年11月9日に資格を喪失している記録が確認でき、申立内容と符合する。

また、申立人が記憶している申立期間の国民年金保険料額は、当時の国民年金保険料額と一致する。

さらに、申立人が当時居住していたとする地域では、申立期間当時、国民年金保険料を納税貯蓄組合の者が順番に集金していたとの関係者の証言が得られた上に、町役場が保管する申立人が居住していた地域の国民年金被保険者の名簿に記載されている者のうち、申立期間当時から国民年金に加入している者の納付記録をみると、全員未納期間が無く、収納率が高かったことがうかがえる。このことから、当時は強制的に保険料を徴収されていたとの申立内容と符合する。



その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月31日から63年1月1日まで

私は、A社に昭和62年12月末まで勤務し、63年1月30日に支払われた給与から62年12月分の厚生年金保険料を控除されていることが給与明細表により確認できるにもかかわらず、資格喪失日が62年12月31日とされ、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険記録から、申立人は、昭和56年9月1日に同社での雇用保険の被保険者資格を取得し、62年12月31日に離職したことが確認できる。

また、申立人が所持する昭和62年12月分の給与明細表（昭和63年1月支払分）により、同月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、給与明細表の保険料控除額及び昭和62年11月の標準報酬月額から36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和63年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを62年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る62年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年4月までの期間、47年3月から同年6月までの期間及び49年3月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から同年4月まで  
② 昭和47年3月から同年6月まで  
③ 昭和49年3月から51年9月まで

年金は老後のための大切な資金だから、無職の時にもきちんと保険料を支払っていた。結婚後、自営業に転じ、一時、家計が苦しい時も免除申請の手續に社会保険事務所に行ったほどである。督促状などを受け取った覚えも無いので、すべて支払っていたはずである。

いずれの申立期間も住所地の異なるA市内の実家に住んでおり、国民年金の加入手續と保険料納付は、それぞれの時期の実家の住所地の市出張所で行っていた。

## 第3 委員会判断の理由

1 申立人の国民年金の資格取得日は、申立人の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳により昭和53年3月30日と確認できることから、いずれの申立期間も国民年金の未加入期間とされ、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は「いずれの申立期間も年金手帳を受け取った記憶は無く、納付書で支払った。」と主張しているが、A市が保険料の納付方法を印紙検認方式から納付書方式に変更したのは昭和52年度であり、申立人の記憶は時期的に矛盾している。

さらに、同市には申立人の国民年金手帳記号番号以外の番号の被保険者名簿は見当たらず、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手續及び保険料の納付に係る記憶は曖昧であり、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間①及び申立期間②について、申立人は「それぞれ実家の住所地の市出張所で加入手続や保険料納付をした。」と主張している。しかし、A市の住民票によれば、申立人は「昭和49年1月25日転入」とされており、申立人の「昭和42年に当時勤務していた衣料会社の転勤により市外に転居した時だけ住民票を異動した覚えがある。」との供述から、申立人が昭和43年にA市に戻った際に住民票の異動手続を失念したため、申立人の住民票が同市には無かったと推測される。このため、いずれの申立期間も同市では国民年金に加入できなかったことになる。

また、申立期間②については、申立人にはボウリング場での雇用保険の加入記録があることが確認でき、申立人は「会社勤めをしている時は国民年金に加入していなかった。」と供述していることから、国民年金に加入していなかったと推測される。

3 申立期間③について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年4月に払い出されたと推認されるが、申立人の被保険者台帳に記載されている住所地は、申立人が「申立期間③の住所地の市出張所で加入手続や保険料納付をした。」と主張する住所地と同じであり、同一の出張所で申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い。

また、申立期間③のうち、昭和49年3月から50年2月までの期間については、申立人には当該期間の一部について自動車関連会社での雇用保険の加入記録があること、及び事業主の供述から、申立人が当該期間に当該事業所に勤務していたことが推認でき、上述のとおり、会社勤めをしている時は国民年金に未加入であったとの供述から、申立人は国民年金に加入していなかったと推測される。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年2月まで

私は、市役所から申立期間の納付書が送られてきたので、保険料を払った記憶がある。

また、保険料の免除申請の手続をしたことも記憶にある。

社会保険庁の記録では、申立期間について国民年金に未加入とされており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和61年3月10日に国民年金に加入していることが、申立人の国民年金被保険者台帳及び申立人の所持する国民年金手帳により確認できることから、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、その夫の勤務する事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間について、夫の被扶養者となっていることが確認でき、申立人は被用者年金制度の加入者の配偶者として、国民年金の任意加入被保険者となることから、さかのぼって資格を取得し保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の市役所から送られてきた納付書で保険料を払ったとする記憶及び免除申請の手続をしたとする記憶については、申立人は昭和61年3月に離婚した際に市役所に手続に行ったことを記憶しており、国民年金手帳にも氏名変更の記録が記載されていることから、この時期に国民年金の加入手続及び氏名変更の手続に併せ、保険料の免除について相談したものと推測される。

加えて、申立人は、申立期間以前の昭和54年2月から同年6月まで国民年金に任意加入し、申立期間以後の61年3月に同一の国民年金手帳記号番号で強制被保険者として国民年金に再度加入しているが、この間の住所地に異動は無く、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかが

わせる事情は見当たらず、このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から43年1月まで

私は、会社を退職した後、妻が役場で国民年金の加入手続をして、保険料を払っていたのに、記録が無いのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶はあいまいである上、申立人の妻も申立期間は未加入であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和41年度及び昭和42年4月から43年1月までの期間の記録欄に「納付不要」のゴム印が押されており、国民年金の資格を再取得した43年2月1日の時点に、これらの期間については未加入期間で保険料の納付を要しない期間であることを確認の上、当該処理がなされたものと推測することができる。

さらに、申立人は、昭和40年4月1日に国民年金の資格を取得し、申立期間以降の43年2月1日に同一の国民年金手帳記号番号で資格を再取得しており、この間に住所地の異動は無く、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで  
父親の体調が悪くなり、家業を継ぐために会社を辞め、店員として働いた。両親は昭和 40 年 4 月から国民年金に加入し、保険料をすべて納付しているので、私についても当然、両親が手続きをし、国民年金に加入していると思われる。未加入とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 8 月ごろに払い出され、同年 8 月 1 日に資格取得とされており、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その母親が納付組織の集金により定期的に国民年金保険料を納付していたとしているが、母親の昭和 46 年度の納付状況を確認したところ、同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を、47 年 1 月 26 日にまとめて納付しており、申立内容に不自然さがみられる。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母親は既に他界していることから、加入手続及び国民年金保険料の納付状況等は不明であり、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から55年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から55年11月まで

昭和51年12月から会社経営を始め、55年12月から社会保険を掛けるようになるまで、国民年金を納付した。当時は子供を二人育てており、家族の病気も気になる時期であったので、国民健康保険と国民年金はセットで夫婦共に納付していたはずなのに、妻は納付済みで自分は未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録によると、平成3年4月ごろに払い出されており、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できないとともに、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻は加入手続及び保険料納付に関する記憶が明らかでない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人には、申立期間以外にも未加入期間及び未納期間が散在している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から54年4月まで

会社を退職し、年金を払っておかないと老後に困ると思い、国民年金に加入した。年金のことは両親を見ていて分かっていたし、会社で事務をしていたので少しは知識があった。

社会保険事務所の回答は納付事実が確認できないとのことだったが、領収書をもっていた記憶もあり、未納となっているのは納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で払い出されており、申立人の前後の被保険者資格取得日(任意加入者)から、昭和54年6月ごろに払い出されたと推認され、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、さかのぼって加入し、納付することができない期間である。

加えて、申立人は、「毎月又は2か月ごとに保険料を現金で支払い領収書をもっていた。」と申し立てているが、申立期間当初は印紙検認方式による納付であり、その後は期ごと(3か月)の納付書納付方式であったことから、納付方法等が相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 21 日まで  
結婚前に勤めていた会社での厚生年金保険が、既に脱退手当金受給済みとなっているが、当時受け取った記憶は無く、納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人のページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 4 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 13 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 9 人が資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がなされているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 7 月 29 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 43 年 3 月から A 社で勤務していたが、サービス部門を独立したこと  
に伴い、B 社に転籍させられた。その期間は休み無く勤務し、給料から社会  
保険料等を天引きされていた記憶があるが、その期間の厚生年金保険の記録  
が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 社の雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録が一致していることから、申立人が昭和 46 年 7 月 20 日に A 社を退職したものと推認され、転籍先の B 社については、申立人が雇用保険の被保険者となっている同年 8 月 16 日からは勤務していたことが確認できるものの、B 社の厚生年金保険の新規適用年月日は同年 10 月 1 日であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人と同時期に A 社から B 社に転籍した元同僚についても申立人と同様、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な供述は得られなかった。

加えて、両事業所は既に解散し、両事業所の承継事業所は申立期間における関係資料を廃棄しているため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、承継事業所は、申立人の厚生年金保険料の控除について不明としている。

さらに、申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 47 年 9 月まで

私は、昭和 45 年 7 月ごろから A 社 B 支店に勤務し、46 年 4 月ごろに A 社本社へ転勤になり、47 年 9 月ごろに退社した。厚生年金保険に加入していたと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から申立人が申立期間の一部について、申立事業所に勤務していたことは確認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が同僚としている者 8 人の加入記録をみると、2 人は申立人と同様、申立事業所における加入記録が無く、加入記録がある者の中にも申立期間については加入していない者がおり、申立事業所は厚生年金保険の加入について従業員によって取扱いが異なっていたことがうかがわれるとともに、連絡がとれた 3 人からも申立人の厚生年金保険料の控除等について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立事業所は、申立期間当時の資料を保管していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、申立人の厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間について整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。  
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月から 31 年まで

当時働いていたA社は、公共事業を受注、施工していたので、厚生年金保険料の納付は行われていたと考えられるため、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、複数の同僚が、申立事業所では厚生年金保険に加入していた者と加入していない者がいたと供述していることから、申立事業所では、厚生年金保険への加入について従業員により取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

さらに、申立事業所は全喪しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡しているため、聴取を行うことができない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 広島厚生年金 事案 617

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 42 年 11 月 26 日まで

私は、昭和 39 年から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が退職前の 6 か月分しかない。4 年間勤めたのに 6 か月しか加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所への照会に対する回答及び申立人の記憶する同僚 2 人の供述から、申立人は申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立事業所は昭和 41 年 10 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち、39 年 3 月から 41 年 9 月までは厚生年金保険に加入できない上、先輩従業員（申立人より 1 年程度前に入社）は新規適用日に資格を取得し、申立人より少し後に入社したとする叔父は申立人より少し遅れて資格を取得（昭和 42 年 12 月）していることから、申立事業所は新規適用後、それぞれの従業員の入社時期を考慮して厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人の同僚からも保険料の控除等について具体的な供述は得られず、かつ、申立事業所は、申立期間当時の資料を保管していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、申立人の厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

加えて、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。